

平成29年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

平成29年2月24日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午後 1時41分

◎出席議員（12名）

1番	阿久津 武之	2番	渡辺 健寿
3番	沼田 邦彦	4番	川上 要一
5番	中山 五男	6番	大金 市美
7番	益子 明美	8番	石川 和美
9番	岩村 文郎	10番	渋井 由放
11番	小森 幸雄	12番	佐藤 昇市

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	大谷 範雄
副組合長	福島 泰夫
会計管理者兼管理課長兼会計室長	小林 貞夫
事務局長	川俣 秀夫
総務課長	山口 守
施設整備室長兼保健衛生センター所長	澤村 雅彦
病院長	宮澤 保春
統括管理監	関口 忠司
病院事務長兼総務課長	塩野目 修一
病院事務次長兼医事課長	青木 優
消防長	西宮 一美
消防本部次長兼総務課長	吉住 一男
消防本部警防課長	菱沼 則康
消防本部予防課長	八木 弘志

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	山口 守
議事係長	石田 直人
書記	小野里 広美
書記	田中 信幸

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び
休暇に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第4 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する
条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第5 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関
する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第6 (議案第4号) 南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類
及び基準に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第7 (議案第5号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の
一部改正について (組合長提出)
- 日程第8 (議案第6号) 平成28年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正
予算(第2号)の議決について (組合長提出)
- 日程第9 (議案第7号) 平成28年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の
変更について (組合長提出)
- 日程第10 (議案第8号) 平成29年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算
の議決について (組合長提出)
- 日程第11 (議案第9号) 平成29年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及
び負担の方法について (組合長提出)

日程第12（議案第10号）平成29年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会
計予算の議決について（組合長提出）

日程第13 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。

議会招集に足をお運びいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これより議事日程に基づき議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

8番 石川和美議員

9番 岩村文郎議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び
休暇に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告による、国家公務員は原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡大する改正を受けまして、当組合におきましても週休日及び勤務時間の割り振りの改正を行うものであります。

また、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を提案するものでございます。

詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（山口守） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。第3条第3項でございますが、職員の申告を考慮し、公務の運営の支障がない範囲で始業及び終業の時間を変更し、勤務時間を割り振ることができる規定を追加したものでございます。第4項では、子の養育又は配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護を要する職員の勤務について、公務の運営に支障がない範囲で、週休日並びに始業及び終業の時刻を変更し、勤務時間を割り振ることができる規定を追加しました。

次に、3ページの第5条では、週休日の振替等について、介護により割り振られた週休日についても適用するように条項を追加したものでございます。

第8条においては、育児短時間勤務職員の時間外勤務命令においては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限ることを追加したものであります。

4ページ、同条の2で、本条における適用職員から除外される者を規定したものでございます。

同条の3では、3歳未満の子や小学校就学前の子である職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限規定を、要介護者を扶養する職員に読み替えて適用するものであります。

同条の4は、文言の整理並びに適用条項の追加をしました。

次に6ページ、第11条では、休暇の種類に介護時間を加える改正で、7ページの第15条は、介護休暇の取得可能期間である通算6か月を超えない範囲で、3回まで分割して取得できるよう改正するものでございます。

次に8ページ、第15条の2では、介護休暇とは別に、連続する3年の期間内におきまして、介護のために1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとし、給与条例に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額するものでございます。

次に第16条、17条では、介護時間を加える改正を追加しました。

9ページを御覧になってください。第19条では、非常勤職員の勤務時間、休暇等については、その職務の性質性を考慮して任命権者が定めることを規定しました。

別表第1、第14条関係につきましても、対象となる範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子、及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるものであります。

11ページ、附則第1項で平成29年4月1日から施行することとし、第2項で早出遅出勤務の請求に係る経過措置を規定しました。第3項では、条例改正施行日以前に承認を受けた介護休暇は、6か月以内であれば施行日をまたぐことができる経過措置の規定であります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤昇市） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） お伺いいたします。19条の中からお伺いしたいと思うんですが、これは非常勤職員の勤務時間、休暇等についてを定めた条例なんですが、そのうちの非常勤職員の勤務時間とか休暇についてですが、実際に非常勤職員というのは何人いるのか、職種とか、どんな仕事をさせているのかについてお伺いしたいと思います。それと、非常勤職員に対しての休暇等については任命権者が定めるということになっておりますが、非

常勤職員に有給休暇の必要性があるのかどうか、これについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（山口守） お答えします。

この条例改正につきましては、非常勤職員は、地方公務員法の第17条の正規職員の補助的業務を行う職員ということになっておりますので、当組合には現在のところ、非常勤職員に該当する職員はおりません。国は非常勤職員を正規職員と同じような待遇にしていこうための法改正をするものでございます。例えば非常勤職員というのがどういう職員かといいますと、正規職員が育児休暇、介護休暇をとるときの代替の職員という扱いで採用される職員を非常勤職員と市のほうでは考えておまして、現在組合としては、19条に当たる非常勤職員という方はおりません。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） そうしますと、当組合には非常勤職員、こういった条例は今回整備したものの、これに該当するような職員は現在のところいないと理解してよろしいわけだね。

私、もう一件のところは、条例改正の中でお伺いしようとしたのは、前もって連絡しなくて申しわけない。これは10ページの下に、職員の夏季休暇についてあります。今までは3日であったものが、今度は6日に倍増したわけですね。那須烏山市の職員も大体今までは夏季休暇というのは消化をしているようなんですが、私は危惧しているのは、今、年次休暇は有給休暇20日をとることができますよね。そういう中で、6日になったわけなんですけど、組合職員の有給休暇、今までの20日間の取得状況というのはおわかりですか。大体20日間というのは消化されているのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（山口守） 現在20日間の有給休暇が与えられているわけですがけれども、

現在この場には細かい資料がありませんので、後日議員のほうに渡したいと思いますが、20日間全部消化できる人はいないと思います。

以上です。

○5番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の育児

休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

[組合長 大谷範雄 登壇]

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等に係る職員が養育する子の範囲拡大を行う改正でございます。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきながら、可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（山口守） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書1ページを御覧になってください。第2条の改正でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業をできない職員について、非常勤職員の子が1歳6か月に達する日までの間に労働契約が満了し、かつ契約の更新が明らかでない者と変更し、取得条件を緩和する改正でございます。

次に2ページを御覧ください。第2条の第2項でございますが、育児休業法の条例で定める者として、児童福祉法の規定により里親である職員に委託されている児童であって、当該職員が養子縁組によって里親となることを希望している者を追加しております。

次に3ページをお開きください。第3条の第1項第1号で、育児休業をしている職員が、次の子の産前産後休暇を取得した後、死亡等による育児休業の取扱いについて号分けをし、条文を整理したものであります。

次に4ページですが、同項第2号で、育児休業をしている職員が次の子の育児休業を取得した後の育児休業の取扱いについて新たに条文を設けたため、同項第2号から第7号までを1号繰り下げたものであります。

第10条では、育児短時間勤務の承認を得た職員が、次の子の産前産後休暇を取得した後、死亡等による育児短時間勤務の取扱いを号分けし、条文を整理したものであります。

5 ページですが、これにより第 2 号から第 6 号までを各 1 号繰り下げたものであります。

第 1 1 条は、勤務の形態の中に育児短時間勤務者を追加したものでございます。

6 ページ、第 2 1 条は、部分休業の承認に介護時間を加えたための改正でございます。

7 ページ、同条第 3 項で、非常勤職員の部分休業の承認に介護時間を加える改正をするものでございます。

附則としまして、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、補足説明を終わります。

○議長（佐藤昇市） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第 2 号 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 5（議案第 3 号）南那須地区広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第5（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院規則において職員の配偶者同行休業の一部改正が公布及び施行されたことによる一部改正でございます。

詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（山口守） それでは、補足説明を申し上げます。

職員の配偶者同行休業の延長を申請・取得し、さらに延長期間が満了する日以降も外国での勤務が引き続くこととなった場合に、再度の休業期間の延長を可能とする規定を加えるものでございます。

なお、配偶者同行休業の最長期間3年は従来どおり変わりはありません。

以上で補足説明を終わります。

○議長（佐藤昇市） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6（議案第4号）南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第6（議案第4号）南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第4号 南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年8月の人事院勧告を受け、部分休業の記載にある「子」の範囲を拡大する改正であります。

詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（山口守） 補足説明を申し上げます。

議案書1ページを御覧になってください。第16条の改正でございますが、昨年8月の人事院勧告に伴う子の範囲を拡大する改正でございます。

職員が民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者、児童福祉法の規定により里親である職員に委託されている児童であって、当該職員が養子縁組によって里親となることを希望している者についても当該子の範囲に含むこととする改正、並びに介護休暇を請求できる期間を一つの要介護状態ごとに連続する6か月の期間内とされていたものを3回まで分割できるように変更する、また、介護のために1日の勤務時間の一部を勤務しないことを承認することができるようにする改正でございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（佐藤昇市） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） この中で言われる技能労務職員というのは、当組合では何人ぐらいいるのでしょうか。具体的にどのような作業をされているのか、このことについてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（山口守） お答えします。当組合で技能労務職員は、現在那須南病院の病院看護助手、15名おります。職務内容は看護師の助手、補助業務という仕事をしていたいております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 5番、中山議員。

○5番（中山五男） そうしますと、病院勤務の15名以外はないということですね。了解いたしました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7（議案第5号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第7（議案第5号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第5号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年8月の人事院勧告に基づき、医師の初任給調整手当を引き上げるほか、医療職給料表（三）看護職の使用級について5級から6級へ改正するものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（山口守） 補足説明を申し上げます。

議案書1ページを御覧になってください。第7条の改正でございますが、昨年8月の人事院勧告に伴う国の医療職に適用される初任給調整手当の引き上げに準じまして、月額36万7,600円を超えない範囲の額を支給するとしていたものを、月額36万8,000円を超えない範囲に引き上げるものでございます。

次に、2ページから6ページまで、医療職給料表（三）看護職の給料表でございますが、現在は5級で運用しておりますが、給与水準が国や栃木県内の公立病院と比べまして低い状況にあります。那須南病院の看護師の人材確保並びに看護職員の勤務意欲向上の観点から、6級に改めるものであります。

また、7ページの別表第4で、看護部長は6級適用とする改正を行うものでございます。

附則としまして、給料表が平成29年4月1日から、初任給調整手当は平成28年4月1日から適用することを規定したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 第7条の初任給の手当ですが、36万8,000円のことについてなんですが、これから審議する予算書を見ますと、その中に医師の初任給は24万5,200円とあります。これが初任給ですね。それに対して、この36万8,000円を初めから加算している。35年間のうちにこの36万8,000円の初任給手当を年々獲得してくる

と、そのように理解してよろしいんですか。この辺のところが理解できなかったものから。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（山口守） お答えします。初任給調整手当の額ですけれども、医師に対して支給される手当でありまして、当病院が人事院規則で定められている第2種の少人口市町村というところに指定されておりますので、対象期間は35年間で、今回改正で400円増えましたが、36万8,000円が最高額で、それを超えない範囲で、それによって支給するというものが初任給調整手当になっております。

以上です。

○5番（中山五男） わかりました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第5号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 南那須地区広域行政

事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8（議案第6号）平成28年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正
予算（第2号）の議決について

◎日程第9（議案第7号）平成28年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変
更について

○議長（佐藤昇市） 日程第8（議案第6号）平成28年度南那須地区広域行政事務組
合一般会計補正予算（第2号）の議決について、及び日程第9（議案第7号）平成28年
度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更についての2議案は関連がありますので、
一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

[組合長 大谷範雄 登壇]

○組合長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第6号 平成28年度南那
須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決について、及び議案第7号 平
成28年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について、提案理由の説明を申
し上げます。

まず議案第6号につきまして、概要を申し上げます。今回の補正予算は歳入歳出それぞ
れ3,239万9,000円を減額いたしまして、予算総額22億9,406万円とするもの
でございます。

歳入の主なものについて説明を申し上げます。

分担金及び負担金においては、地方交付税算入額の確定並びに消防庁舎整備事業費の確
定による精査で、全体として増額となっております。

県支出金については、県補助金算定方法の変更により減額いたしました。

繰入金につきましては、財源等の精査により財政調整基金繰入金を減額いたしました。

組合債につきましては、消防施設整備事業費の確定により、2,950万円を皆減するも
のでございます。

次に、歳出について説明を申し上げます。総務費では、人事院勧告に準じた組合職員給

与の改定や共済費追加費用率の変更、委託費などの事業の精査により減額となっております。

衛生費では、病院事業整備基金や保健衛生センター施設整備基金への積立金の増額、し尿処理施設やごみ処理施設の施設維持管理費用の減額などにより、全体で増額となっております。

消防費では高規格救急車が車両本体の寄贈を受けたことによる事業費の減額や、消防庁舎施設整備事業の確定による減額で、全体として3,541万8,000円の減額となっております。

次に、議案第7号につきまして概要を申し上げます。

負担金の額の変更につきましては、補正予算でも御説明をさせていただきましたが、地方交付税算入額の確定及び事業費の精査に伴いまして、負担金の額を変更するものでございます。組合規約第13条第2項の規定により、議決をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては管理課長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 管理課長。

○管理課長（小林貞大） それでは初めに、議案第6号一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の2ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、3,239万9,000円を減額し、予算総額を22億9,406万円とする内容でございます。

3ページを御覧願います。第2表、地方債補正は、高規格救急車の整備を目的に、当初予算に2,950万円を計上しましたが、車両本体の寄贈を受けたことにより、この事業が起債対象の対象外となってしまったため、廃止とするものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。事項別明細書に従いまして、歳入から説明させていただきます。

1款分担金及び負担金、1項負担金ですが、2目の衛生費負担金では那須烏山市に算入されます地方交付税の広域行政分が確定したことから、1節保健衛生費負担金において病院費負担金を726万7,000円増額し、斎場費負担金については31万2,000円を減額しております。

2節清掃費負担金につきましては、し尿処理負担金及びごみ処理負担金と同様で、地方交付税の確定により7万3,000円を増額しております。

3目消防費負担金ですが、これも地方交付税の確定に伴い19万4,000円の増額、消防庁舎施設整備費負担金を精査いたしまして、634万5,000円を減額するものでございます。

3款県支出金、1項県補助金につきましては、病院群輪番制病院運営等事業補助金の精査によりまして、140万7,000円を減額するものでございます。

次の4款財産収入、1項財産運用収入は、財政調整基金など4つの基金の利子収入となりまして、利率の確定により21万8,000円を増額しております。

6款繰入金、1項基金繰入金ですが、財政調整基金からの繰り入れについて財源等を精査し、220万3,000円を減額するものでございます。

8款諸収入、1項雑入では、2目の弁償金として原子力発電所事故賠償金の額の確定により、261万6,000円を計上しております。3目の雑入は、資源物等の売払単価の低下、また、売却量の減少によりまして300万円を減額するものでございます。

9款組合債、1項組合債では、日本損害保険協会から高規格救急車の車体の本体寄贈によりまして、消防施設整備事業が起債対象外となったことから2,950万円を減額するものです。

続きまして、歳出について説明いたしますので、7ページを御覧願います。

2款総務費、1項総務管理費ですが、1目の一般管理費は人事院勧告に準じた給与の改正及び職員数の変更による人件費の精査であり、210万円を減額いたしました。2目財政管理費では公会計システム改修費用が減じたのと財政調整基金への積立金の増額によりまして、61万9,000円を減額しております。

次の3款衛生費、1項保健衛生費では、1目の保健衛生総務費において病院事業整備基金への積立金587万3,000円を措置してございます。2項清掃費になりますが、1目の清掃総務費では人件費を精査したほか、保健衛生センター施設整備基金の積み立てを行い、1,697万円を増額しております。

2目し尿処理費では、施設運転維持管理委託費、定期改修工事請負費の入札により534万円を減額しております。

3目のごみ処理費においては、人件費を精査したほか、電気購入単価の低下及び定期改修工事の入札により、933万4,000円を減額しました。

8ページを御覧願います。

4目の一般廃棄物処理施設整備費では、人件費の精査及び一般廃棄物処理施設整備基金

の利子相当分を積み立てることで26万9,000円の増額としております。

5目の敦賀市民間最終処分場対策費では、訴訟事務委託料等の精査により、270万円を減額しました。

次に、4款消防費、1項消防費になりますが、1目の消防総務費においては人件費、消耗品費の精査及び消防通信施設負担金の減によりまして、1,520万円を減額しております。

2目の消防施設整備費につきましては、先ほども触れましたように、高規格救急車の車体の寄贈及び入札によりまして、1,387万3,000円の減額としております。

3目の消防庁舎整備費では、小川分署と馬頭分署救助訓練塔の解体工事が終了したことによる精査でありまして、634万5,000円を減額しております。

9ページから12ページにつきましては給与費明細書でございまして、13ページは地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますので、御高覧をお願いいたします。

以上が、議案第6号平成28年度一般会計補正予算（第2号）の説明となります。

続きまして、議案第7号負担金の額の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、議案第6号で御説明申し上げました補正内容に対応するもので、主には地方交付税算入額の確定に伴う清算及び事業費の清算によるものとなります。最終的な市・町の負担額は那須烏山市が722万2,000円増額の14億5,836万2,000円、那珂川町は634万5,000円減額の7億3,630万6,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては関連するページ数をお示しくださいますようお願い申し上げます。

6番、大金市美議員。

○6番（大金市美） 6番、大金です。議案第6号の6ページ、消防債なんですけれども、ポンプ車か何か、日本損害保険協会からの寄贈なんですか。だとするならば、これが県内で何台ぐらいあるのか、あるいは定期的に寄贈されているのかどうか、その1点だけ。

○議長（佐藤昇市） 消防長。

○消防長（西宮一美） 今回、那珂川町に救急車が寄贈があったというのは、これは全国で5台ということで、そのほか、17年ぶりということと、詳細については後ほど調べてから、県内の台数については御報告したいと思います。

○議長（佐藤昇市） 6番、大金議員。

○6番（大金市美） 大変喜ばしいことだと思います。それだけです。ポンプ車じゃなくて救急車か。

○議長（佐藤昇市） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 5番、中山五男。6点ほど質問申し上げます。

まず、6ページの諸収入の雑入なんですが、原子力発電所事故賠償金、これは当初予算で1,000円だったものが261万6,000円追加になるわけなんですが、これは29年度予算でも263万6,000円ほど計上しているんですが、もう事故以来6年も経過したわけなんですが、いつまで続く見込みなのか、これについてまず意見をお伺いしたいと思います。

それとすぐ下側の欄なんですが、資源物の売払収入が、当初は1,580万6,000円ほどとっておりましたが、そこから300万円ほど減額、単価が下がった、さらに資源物も減ったということから300万円の減額になったそうなんですが、具体的に何がどのくらい減ったのか、主だったところだけ御説明いただきたいと思います。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。7ページの3款1項1目、ここに病院事業の整備基金が587万3,000円ほどあります。これは今までの積み立てを続けておりまして、去年の決算額から今年の予算額、これまでの補正額を含めると4,000万円を少々超えていますよね。今回の587万3,000円を加えたと4,634万5,000円になるんじゃないかなと私は計算したんですが、この積立金は目標額を幾らにしているのか、これについてお伺いしたいと思います。

次に、8ページなんですが、ここの3款2項3目のごみ処理の光熱水費が600万円ほど減額になりました。これは電気料の値下げによるという説明がありましたが、平成27年の決算も2,460万円ほどになっていましたね。これほど電気料が下がったんでしょうか。この減額理由、もうちょっと説明をいただきたいと思います。

次に、このページの、先ほども大金議員から質問があったんですが、高規格救急車、1、

356万2,000円が減額になったんですが、私がお伺いしたいところは、何でこの南那須広域消防に寄贈されたのか、寄贈された理由についてお伺いしたいと思います。

その下側の、消防庁舎の整備費なんですが、ここで小川分署の解体費、568万1,000円、減額になっていますね。これは当初予算を見ますと1,700万円計上しておりました。仮に1,700万円の予算が正常な価格だとしますと、これは請負率が66%までになってしまっているんじゃないかと思います。66%といたら、常識で言って、これは不調に終わってしまうんじゃないかなという感じを持ったんですが、なぜこれほどの差が出たのか、これについてお伺いします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（澤村雅彦） 保健衛生センター関係につきまして、3点ほど御質問がございましたので、お答え申し上げたいと思います。

まず、原子力発電所事故賠償金ですが、これがいつまで続くかという御質問でございます。現在のところ、請求先の東京電力ホールディング株式会社に問い合わせをいたしましたが、期限は今のところ特に決めていないというところでございます。

続きまして、資源物の売払収入が300万円ほど減額しているわけでございますが、主なものを明示申し上げたいと思います。まず、新聞紙につきましては金額で約66万7,000円ほど。理由につきましては、単価で0.5円、量につきましては、4,627キログラムぐらい落ちております。次に、雑誌につきましては金額で112万2,000円。単価で0.7円、量につきましては8,247キログラムほど落ちております。次に、ペットボトルでございますが、約47万円ほど。量が1万3,540キロほど落ちております。あと、アルミプレスですが約60万円、量が6,888キログラムほど、年間で落ちることで予定しております。

最後の3点目でございますが、ごみ処理施設の光熱水費の件でございますが、減額の理由につきましては、平成28年度から電気の契約が日本ロジテック協同組合から東京電力エネルギーパートナー株式会社に変更になりました。このことによりまして、電気の計量日に変更になりまして、4月分の支払いが1日のみということになりましたことと、電気料の中に燃料費の調整費があるわけなんです、これが平成27年度に比べまして下がったことによる減ということで、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 管理課長。

○管理課長（小林貞大） 7ページのところにありました病院整備基金につく目標額についての質問についてお答えします。こちらについて、積立目標額につきましては明確なものはございません。病院は、透析棟の建設、大規模改修などを中心に検討されておりますので、その一部になればと考えております。今回の積立財源につきましては、地方交付税の清算分が主なものでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 消防本部次長。

○消防本部次長（吉住一男） 今のご質問でございますが、高規格救急車がどうして選ばれたかということなんですけれども、28年の1月下旬に総務省消防庁から寄贈救急車要望調査というのがございました。それで、うちのほうも、今回、28年度の予算、当然、議会前ではございますが、予算措置をして、那珂川消防署の高規格救急車の更新を予定していたところですが、その救急車について、16万キロメートル以上走行している、また、17年度に更新したものです。もう12年ぐらい乗っている、いろいろ、救急救命士の数とか、構成市町はどうなっていますか、管轄人口は何人ですかという要望調査書を実は出したところ。それで、28年の6月に決定されたというところで、その決定、ここにいろいろ必要とする理由を書き留めまして、その決定を待っていたというところで、先ほど消防長が言ったように、寄贈元にあつては一般社団法人日本損害保険協会というところが年度5台ということで寄贈することになっているところでございますが、そこに当たったという言い方は悪いんですが、運よくだったというところでございます。

それと、小川分署解体工事の568万1,000円の減額でございますが、当初予算額は1,700万円でございます。それで設計額が1,656万7,200円で、契約額が1,131万8,400円ということで、先ほど議員がおっしゃったように68.32%の請負率でございます。それで、那須烏山市のほうもやったんですが、解体工事にあつては最低制限価格を設けないというところがございますので、あとは企業努力といえますか、そういうところでこのような請負率になったというように思います。

以上です。

○5番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第6号 平成28年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成28年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号 平成28年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって議案第7号 平成28年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更については、原案のとおり決定、可決いたしました。

ここで暫時休憩します。再開を11時5分といたします。

【休憩】（午前10時52分）

【再開】（午前11時05分）

◎日程第10（議案第8号）平成29年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について

◎日程第11（議案第9号）平成29年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について

◎日程第12（議案第10号）平成29年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第10（議案第8号）平成29年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、日程第11（議案第9号）平成29年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について、及び日程第12（議案第10号）平成29年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決についての3議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第8号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、議案第9号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について及び議案第10号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第8号につきまして概要を申し上げます。我が国の経済はアベノミクスの取り組みのもと、企業収益、雇用、所得環境が改善し、一部に弱さが見られるものの緩やかな回復基調が見込まれている一方で、当組合におきましては構成市町とも依存財源の比率は高く、依然として厳しい財政状況が見込まれております。これらのことから、平成29年度の予算編成に当たりましては財政状況を再認識いたしまして、事務事業全般について

知恵と工夫をもって編成作業に取り組んだところでございます。

平成29年度一般会計予算の総額、歳入歳出それぞれ23億1,400万円でございます。前年度予算と比較しますと100万円の増となっております。

主な歳入につき、申し上げます。

分担金及び負担金は、構成市町からの負担金でございまして、21億9,482万1,000円で歳入総額の94.8%を占めております。次いで、使用料及び手数料が3,442万7,000円で1.5%、繰入金が2,000万円で0.9%となっております。

次に、歳出について説明を申し上げます。歳出総額、53.4%を衛生費が占めておりまして、その額は12億3,426万1,000円といたしております。病院事業への繰出金、し尿処理、ごみ処理などの処分費用や施設の機械設備等の維持管理費用などを計上いたしております。消防費で7億9,876万4,000円となりまして、歳出総額34.5%を占めております。消防庁舎整備事業が完了したことによりまして、前年度に対しまして1,957万円、2.4%の減となっております。

以上が歳出の主なものでございますが、歳出全般にわたりまして、前年度に引き続き、極力経常経費の削減に努めたところでございます。

次に、議案第9号につきまして概要を申し上げます。

平成29年度の構成市町の負担金の額及び負担の方法について、組合規約第13条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第10号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを使命といたしております。このため、那須南病院におきましても、救急医療の確保、高度医療の推進及びへき地巡回診療等に積極的に取り組み、地域住民が安心して医療を受けられる環境整備、並びに効率的な病院運営に、日々努力をしているところでございます。

平成29年度の予算でございますが、予算第2条に定めます業務の予定量は、年間患者数を入院で4万8,910人、外来8万2,922人と見込み、その確保に全力を傾けてまいります。

次に、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の予算総額は、病院事業収益、病院事業費用それぞれ27億8,662万6,000円とするものでございまして、前年度に比較をしますと0.6%、1,627万3,000円の増となっております。

予算第4条に定めます資本的収入及び支出は、資本的収入を1億5,156万1,000

円、資本的支出を2億5,639万円といたしまして、収支不足額につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填することにいたしております。

以上、概略を申し上げましたが、那須南病院は本地域唯一の二次救急医療を担う病院群輪番制病院でございます。本地域に欠くことのできない病院でありますことを十分に御理解いただきまして、今後とも御支援のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

詳細につきましては、管理課長及び病院事務長に説明させますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 管理課長。

○管理課長（小林貞大） では初めに、議案第8号 平成29年度一般会計当初予算の詳細を説明いたします。当初予算書の6ページをお開き願います。

事項別明細書に従いまして、歳入から御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項負担金ですが、1目の総務費負担金については、広域センター事務局の人件費及び事務経費の負担金7,649万5,000円を計上いたしております。

2目衛生費負担金のうち、1節保健衛生費負担金につきましては、在宅当番医制調整費負担金を、前年度同額の405万円を計上しております。

小児救急医療拠点病院運営費負担金は、取りまとめを行っている那須地区広域行政事務組合からの指示をいただいている61万3,000円を措置いたしました。

病院費負担金ですが、医師確保対策に要する経費等が増額になったことにより、前年度比788万8,000円増額の5億4,134万5,000円を計上いたしました。

斎場費負担金では、前年度比99万8,000円減額の8,108万5,000円といたしております。

2節清掃費負担金のうち、し尿処理費負担金では、平成26年度借入債の元金償還が開始したことや基幹改良工事から3年目となり、定期改修工事を行うことなどにより、前年度比4,820万2,000円増額の1億8,190万5,000円としております。

ごみ処理費負担金につきましては、計画の定期改修工事となったため、前年度比3,494万9,000円減額の4億3,326万6,000円を計上いたしました。

一般廃棄物処理施設整備基金費負担金は、平成26年度から積み立てを開始し、平成29年度で4年目になるものでございますが、積立予定額9,000万円を措置しております。

3目消防費負担金ですが、小川分署、馬頭分署救助訓練塔の解体工事の完了により、前年度比2,351万円減額の7億8,606万2,000円といたしております。

分担金及び負担金の合計は、前年度比103万円増額の21億9,482万1,000円となり、歳入全体の94.8%を占めております。構成市町別の負担額は、予算書31ページに記載してありますが、那須烏山市が交付税算入分を含め1,750万円増額の14億6,684万円となり、那珂川町は1,467万円減額の7億2,798万1,000円となります。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料ですが、1目の衛生使用料は斎場の使用料で、前年度と同額の650万円といたしております。

2項手数料、1目衛生手数料では、し尿の搬入が減少傾向にあることから、6万5,000円減額の2,751万1,000円とし、2目消防手数料は6,000円減額の41万6,000円としております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金ですが、緊急消防援助隊設備整備費補助金で、災害対応特殊救急自動車分として1,509万7,000円を計上しております。

7ページを御覧願います。

4款県支出金、1項県補助金ですが、1目衛生費県補助金では病院群輪番制病院運営等事業補助金は、平成29年度の算出基準が変更となっております、1日当たり1万9,000円、受入実績分と医療圏受入割合分となり、全体として200万8,000円減額の1,110万2,000円といたしました。

次に、5款財産収入、1項財産運用収入ですが、1目の財産貸付収入では自動販売機6台分の賃借料5万円を計上いたしております。

2目利子及び配当金は、各種基金の預金利子21万5,000円を計上しております。

2項財産売払収入及び6款寄附金につきましては、科目存置としております。

7款繰入金ですが、財政調整基金からの繰り入れを昨年度と同額の2,000万円としております。保健衛生センター施設整備基金繰入金は廃目としております。

8ページをお開き願います。

病院事業整備基金繰入金についても廃目といたしております。

8款繰越金、1項繰越金は、昨年度と同額の500万円を計上しております。

9款諸収入、1項雑入につきましては、1目の過年度収入は科目存置としております。

2目弁償金につきましては、東京電力からの賠償金ですが、平成24年度から28年度までは発生した場合の補正対応としておりましたが、今年度からはある程度実績が見込めるのではないかと、当初予算から263万6,000円を措置しております。

3目雑入につきましては、前年度比448万8,000円の減額となっておりますが、主な減額理由は資源ごみ等の売払収入、新聞、紙類とか金属、ペットボトル等の売却単価が低下しているものと、売却量の減によるものでございます。

歳入の最後に、10款組合債、1項組合債となります。1目の消防債につきましては、緊急消防援助隊設備整備事業の高規格救急車の更新費3,543万9,000円から、国庫補助金の1,509万7,000円を除いた額に起債の充当率90%を掛けまして端数処理をしまして、前年度比1,120万円減額の1,830万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。9ページを御覧願います。

1款議会費、1項議会費ですが、1目組合議会費は議員各位の報酬や事務経費と、平成29年度は視察研修等を予定しておりますので、前年度比33万4,000円増額の142万円といたしました。

9ページから11ページを御覧願います。

2款総務費、総務管理費の1目一般管理費では、再任用職員2名を含む事務局職員10名分の人件費のほか、OA機器やシステムのリース料、保守料、11月からのネットワーク、人事給与システムの更新費用等事務経費のほか、広域センターのアスベスト対策事業66万9,800円を措置し、全体として457万8,000円増額の9,191万1,000円としております。

11ページ、12ページを御覧願います。

2目の財政管理費ですが、公会計システムのリース料や保守料、予算書・決算書の印刷費などと28年度に作成しました固定資産台帳等から統一的な基準による財務書類の作成に対応するための財務書類作成支援業務委託を計上いたしまして、全体として前年度比52万1,000円減額の283万2,000円を計上いたしました。

2項監査委員費、1目監査委員費では、監査委員2名分の報酬10万円を措置しております。

12ページ、13ページを御覧願います。

3款衛生費ですが、総額は12億3,426万1,000円で、歳出総額の53.3%を占めてございます。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、在宅当番医制事業委託料のほか、小児救急医療拠点病院運営費、病院群輪番制病院運営費負担金や、那須南病院に対する負担金・補助金など5億5,713万円を措置しております。

2目斎場費ですが、28年度からの業務委託も2年目となり、前年度比98万8,000円減額の4,051万5,000円といたしております。

13ページ、14ページを御覧願います。

2項清掃費、1目の清掃総務費ですが、保健衛生センター事務室4名分の人件費のほか、事務経費、積立金を措置いたしまして、前年度比1,878万6,000円増額の3,804万1,000円といたしました。

15ページを御覧願います。

2目し尿処理費では、処理用薬剤費や電気料等の光熱水費、運転維持管理業務委託費及び施設点検補修工事費、定期改修工事費などで1億4,230万4,000円を計上いたしております。

15ページから17ページを御覧願います。

3目ごみ処理費では、職員10名分の人件費や臨時職員4名分の賃金、薬品等消耗品費、電気料等の光熱水費や焼却灰や不燃物残渣の処分委託料や焼却炉内清掃・機器機能点検整備委託料、工事支援業務委託料などのほか、施設の定期改修、バグフィルター更新等を予定しています。ごみクレーン点検整備費や電気室空調更新設置工事費などを計上いたしまして、3億3,782万2,000円としております。

17ページ、18ページを御覧願います。

4目の一般廃棄物処理施設整備費は、2名分の人件費のほか、平成27年度からの一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理施設整備基本構想策定費や検討委員会の設置費、また、29年度からの建設候補地選定委員会設置経費といたしまして、委員の報償費や委託料、あとは一般廃棄物処理施設整備基金積立金9,013万円4,000円を措置いたしまして、前年度比158万円増額の1億1,544万6,000円といたしております。なお、建設候補地選定支援業務は、平成30年度までの継続事業となりまして、債務負担行為を起こしてございまして、その限度額は334万8,000円となっております。

5目敦賀市民間最終処分場対策費は、平成28年度補正予算で新設したもので、裁判の打ち合わせ、出廷旅費、訴訟代理人委託費等を措置いたしまして、300万3,000円で皆増となっております。

19ページから21ページを御覧願います。

4款消防費、1項消防費でございますが、前年度比1,957万円減額の7億9,876万4,000円を措置いたしまして、歳出総額の34.5%を占めてございます。

1目消防総務費ですが、98名分の人件費、研修費用や庁舎及び消防車両などの維持経費、各種装備やシステムの点検手数料などのほか、消防通信施設運営負担金を措置いたしまして、前年度比183万4,000円減額の7億4,689万2,000円を計上いたしました。

21ページ、22ページを御覧願います。

2目消防施設整備費ですが、空気呼吸器やボンベ、赤外線サーマルカメラなどのほか、那珂川消防署の高規格救急車及び本部の指揮車を更新することとし、前年度比1,526万4,000円増額の、5,187万2,000円を措置いたしております。

消防庁舎整備費は、小川分署及び馬頭分署救助訓練塔の解体工事が完了しましたので廃目といたしております。

5款1項公債費は、1目は組合債の元金で、新規1件を含む15件分、1億7,428万1,000円、2目は利子13件分と、一時借入金利子で543万円、3目は公債諸費として科目存置とし、合計で前年度比911万1,000円増額の1億7,971万2,000円を計上いたしました。

最後は6款予備費で、昨年度と同額の500万円を計上しております。

以上が一般会計歳入歳出の概要となります。

以降、23ページから28ページにつきましては給与費の明細、29ページは債務負担行為に係る調書、30ページは地方債の残高に係る調書となりますので、後ほど御高覧をお願いいたします。

31ページは、歳入の分担金及び負担金のときにも説明いたしましたが、負担金の明細書となります。

続きまして、議案第9号 負担金の額及び負担の方法についてご説明いたします。

負担金の額につきましては、ただいま御説明いたしました当初予算に対応するもので、那須烏山市の負担金は交付税分を含め14億6,684万円で、前年度比1,570万円の増額。那珂川町は7億2,798万1,000円で前年度比1,467万円の減額としております。

以上で、一般会計関係の説明を終わります。

○議長（佐藤昇市） 病院事務長。

○病院事務長（塩野目修一） それでは、平成29年度病院事業会計予算の詳細につきまして説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開き願います。第1条は総則、第2条は業務の予定量を定めるもので、病床数は前年度と同じ150床、患者数は、入院が年間4万8,910人、外来が年間8万292人、1日平均患者数は、入院が134人、外来が329人を予定しております。また、主要な建設改良事業は、有形固定資産購入事業として4,929万1,000円と定

めるものであります。事業内容につきましては、この後の4条予算のところで説明させていただきます。

次に、第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、病院事業収益、病院事業費用、それぞれ27億8,662万6,000円を予定いたしました。前年度比で1,627万3,000円、0.6%の増となっております。

それでは、予算明細について説明をいたしますので、申しわけございませんが25ページをお開きいただきたいと思います。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益は14億3,788万円で、1日当たりの患者数を内科等85人、眼科4人、療養病床45人による収益を計上いたしました。前年度比2,175万4,000円の減は、患者数の減少によるものであります。なお、病床利用率は一般病床が89%、療養病床が90%を見込んでおります。

2目外来収益は8億719万円で、1日当たりの患者数を内科等で315人、人工透析11人による収益を計上いたしました。前年度比1,601万3,000円の増は1人当たりの診療単価の増によるものでございます。

3目その他医業収益、7,045万6,000円は、室料差額、人間ドック及び健診費の費用、又は診断書等作成料を計上いたしました。

4目他会計負担金は、一般会計からの繰入金であります。

2項医業外収益、1目受取利息配当金は預金利息。

次のページをお開き願います。2目他会計負担金、3目他会計補助金は一般会計からの繰入金でありまして、前年度比増は、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費及び医師確保に要する経費の増によるものでございます。

4目補助金は、へき地巡回診療及び院内保育所運営に対します栃木県からの補助金となっております。

5目患者外給食収益は、職員等への食券売払収入。

6目長期前受金戻入は、地方公営企業会計制度の改正によりまして、みなし償却が廃止されたことに伴い、補助金に係る減価償却相当分を収益化したもので、現金の伴わない収入となっております。

7目その他医業外収益は、自動販売機、売店等の設置手数料収入を計上いたしました。前年度比1,444万1,000円の増は、29年度新たに病児保育事業を行うことによる那須烏山市からの受託料収入を計上したものでございます。

3項特別利益、1目過年度損益修正益は科目存置であります。

次に、収益的支出ですが、28ページをお開きいただきたいと思います。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費は、職員数の増及び給与改定に伴い、前年度比2,878万7,000円増の16億6,068万5,000円を計上いたしました。

2 目材料費は、診療に必要な薬品、診療材料費等で3億7,127万5,000円を計上いたしました。

3 目経費は、病院機能の維持に必要な消耗品費、光熱水費、修繕料、委託料などの費用を計上いたしました。

3 2 ページをお開き願います。

4 目減価償却費は、器械備品減価償却費の減により、前年度比1,502万3,000円減の1億6,311万7,000円を計上いたしました。

5 目資産減耗費は固定資産除却費の減により、前年度比204万6,000円減の388万2,000円、6 目研究研修費844万8,000円、7 目長期前払消費税償却666万7,000円、8 目雑支出100万円をそれぞれ計上いたしました。

2 項医業外費用は、企業債償還利息、雑損失などで8,003万4,000円を計上いたしました。なお、看護師確保経費456万円は、看護師修学資金返還免除分となっております。

次のページをお開き願います。

3 項特別損失は、過年度損益修正損300万円を計上いたしました。

4 項予備費は前年度同額の50万円を計上いたしました。

以上で、収益的収入及び支出の予算明細となります。

申しわけございませんが、予算書の2ページにお戻りいただきたいと思っております。

第4条は資本的収入及び支出の額を定めるもので、資本的収入を1億5,156万1,000円、資本的支出を2億5,639万円とし、収支不足額1億482万9,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

明細について説明いたします。35ページをお開きいただきたいと思っております。

1 款1 項企業債2,240万円は医療機器等整備事業の財源に充てるため、2 項他会計負担金1億2,916万円は一般会計からの繰入金、3 項長期貸付金返還金1,000円は科目存置であります。

次に支出ですが、次のページをお願いいたします。

1 款1 項1 目有形固定資産購入費4,929万1,000円ですが、脳波計、人工呼吸器など医療機器等の購入費用であります。

2 項企業債償還金1億9,701万9,000円は、病院施設整備及び医療機器整備に係ります企業債償還元金となっております。

3項投資は、看護師確保のための修学資金制度による12名に対します貸付金1,008万円を計上いたしました。

以上が資本的収入及び支出予算の明細となります。

申しわけございません、また2ページにお戻りいただきたいと思ひます。

第5条は企業債の限度額を2,240万円に、第6条は一時借入金の限度額を2億円に、第7条は経費の流用ができる場合を、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費を、第9条は一般会計からの補助金の額を1億6,447万円に、第10条はたな卸資産の購入限度額を3億8,413万5,000円に、第11条は重要な資産の取得をそれぞれ定めるものとなっております。

4ページ以降は予算に関する説明資料でございますので、説明は省略させていただきますと思ひます。

以上で平成29年度の病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては会計名及びページ数をお示しくくださるようお願い申し上げます。

10番、渋井議員。

○10番（渋井由放） 10番、渋井由放。一般会計の予算書の20ページから21ページのところなんですけれども、まず、小型船舶免許取得講習会というのがありまして10万円なんですけれども、どのような免許で、何人ほど受験をしていくのかということと、その下に小型船舶免許更新講習会というのがある、これは2万4,000円なんです、もしかすると3人かなと思ひなんですけれども、これは何年に一度更新をして、現在、消防のほうにこういう免許を持っている人が何人いるのか、その辺のところ。

もう1つが、救急救命士養成研修というのが207万1,000円ありまして、どんなところでどんな講習を受けて、どのぐらいの時間がかかって、何人が、多分、1人で6か月か5か月か、かかるのかなと思ひます。その上には救命士の実習等委託料というのが32万円あたり、救急救命士の試験のお金が入っていたりということで、この辺、どういふふうにつながるのか教えていただければと思ひます。

それと、消防通信の施設の整備費負担金、これが2,700万円余ありますけれども、今、代表消防本部から、当該地区の消防署からまた発信するということなんですけれども、現在、携帯電話が非常に発達しておりまして、携帯電話の119番というのがどのぐらいあ

るのか。また、携帯電話から発信したときに、代表消防本部でどこにいるのか、多分、特定ができるんだと思うんですが、その辺のところを教えていただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 消防本部次長。

○消防本部次長（吉住一男） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

まず、小型船舶の免許取得講習でございますが、これは、10万円は1名分でございます。現在16名でこの小型船舶を運用しているわけですが、ボートにあってはFRPのボートが1台、それとゴムボートが1台というところであります。

また、小型船舶の更新講習の2万4,000円でございますが、これは2名でございます。1名当たり1万2,000円ということで、更新が5年ごとの更新となっておりますので、29年度は2名が該当になっているところでございます。

それと、救急救命士の養成でございますが、これは東京・八王子にあります一般財団法人救急振興財団が行っております救急救命東京研修所というところで、約6か月間の講習になります。救急救命士としての国家試験合格のための講習でございます。

また、委託料等ありますが、救命士に合格してから、当然ここの地域は、那須・南那須分科会と、ちょっとわかりづらいかと思うんですが、その上あたりにあるんですが、そこが中心になりまして、那須赤十字病院の救命救急センターのメディカルコントロールを受けながら救命をするというところでございまして、そこで病院実習をするに当たりの委託料、また気管挿管の委託料、そのぐらいですかね。あと、事後検証会ということがありまして、それもこの委託料の中に入っているところでございます。

それと、消防通信の携帯の、当管内において、一番直近の1年間を見ると、平成28年1月1日から1年間の話でございますが、うちのほうですと、全体の119番通報の中で、24%が携帯電話から119番がされているというデータがございます。

それと、位置情報に関しては、皆さんお持ちの携帯電話等のGPS機能が各携帯電話会社の努力により相当よくなっているので、ピンポイントで出るようになっております。その場所にあっても栃木北東地区の消防通信指令センター、大田原消防署の3階にありますが、そこから順次リアルタイムに送られてきますので、同じような形ですぐ見られるというシステムに今なっているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井議員。

○10番（渋井由放） そうしますと、救急救命士を養成するには、まず養成研修へ行って、そして国家試験を受けて合格すると、今度は病院のほうへ研修へ行くというところ、国家試験の手数料も出す、研修へ行く手数料も出す、全て出して仕立て上げるんだよということなんですねということなんですけれども、それはそれでよくわかりました。

あとは、小型船舶の場合は種類があると思うんですが、多分2級のあれがあるんでしょうか。どういう種類のものを受けているのか。あと、FRPのボートとゴムボートがありますと。これで訓練等はやるんだとは思いますが、川へ流されたとかがあったときに出勤するんですけれども、この出勤回数というのはどのぐらいあったのか。そして、当然私はよくわからないんですが、よく川の中に潜って調べるというんだか探すというんだか、そんなことには潜水関係の方が必要かと思うんですが、運転する人も潜水する人も訓練とか、そういうのをやっているのかと思うんですが、それは年間どのぐらいやっているのか。以上のところをお願いできればと思うんですけれども。

○議長（佐藤昇市） 消防長。

○消防長（西宮一美） ただいまの件についてお答え申し上げます。小型2級船舶免許ということで10万円ということと、あと海については、うちのほうは関係ないんですが、動かれていないということでございます。

それと、出勤回数なんですけど、年間約5件から7件ぐらい、過去5年ぐらい前の平均なんですけど、現在までに約5回から7回ぐらいの出勤件数でございます。それに伴いまして、アクアラング隊ということで、潜水の資格を持っている職員が8名おります。その中で、年に最低5、6回は訓練しているんですが、矢板にある人工湖なんですけど、そこで結構深いところに、約5メートルから10メートルぐらいあるんですが、そこで訓練を年2回。それと、地元にある那珂川においては、やはり年に4、5回。それと、消防本部の応用訓練塔ということがございます。その応用訓練塔の中に、実際の車両を沈めて、中に人間を入れながらその訓練を、天候とか職員の出勤の合間を見ながら、順次これは年間を通じて訓練しております。

それと、この中で今お話あったように、免許を持っている職員とアクアラング隊をリンクしている職員も約4名いますが、別に運転操作ある者と資格を持っている者というのをかぶらないように、並行に今採用しております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井議員。

○10番（渋井由放） 説明よくわかりまして、なかなかないんですが、日ごろの訓練が重要なので、十分にやっていただいて、あとアクアラング隊というんですか、そういうのもしっかり増員ができるようお願いできればと思うんです。

あともう一つは、携帯電話からの119番が24%もあるということは非常に大きいのかと思うんです。そうすると、我が市、また那珂川町も含めてですが、どうしても電波が上手に拾えないようなところもあるのかと思うんです。これについては、各電話会社のほうもやたらは建ててもらえないのかと思うんですが、組合長のほうからも、こういうところをしっかりとお願いできるようにしていただければと思いますけれども、組合長、最後に答弁お願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 組合長。

○組合長（大谷範雄） 御指摘のことは十分理解できますので、当地方、やはり中山間地域を抱えておりますことから、大変それについては危惧いたしております。そういったことから、組合といたしましても、どこでも一朝有事の際の携帯電話ができるよう、各民間の事業者等については要望させていただきたいと。それはもう既に要望させていただいておりますが、なかなかそれであっても100%カバーすることは難しい状況にありますので、さらに粘り強い要望をさせていただきたいと、このように思っております。御理解いただきたいと思います。

○10番（渋井由放） 以上で終わります。

○議長（佐藤昇市） ほかにありませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） あまり質問の長い中、恥ずかしながら何点か質問申し上げたいと思います。

まず、一般会計の11ページからお伺いしたいと思います。説明欄を見まして、一番上

から4行目に人事評価制度職員研修業務委託料とあって、47万5,000円を計上しております。これは、執行部のほうで御承知のとおり、平成28年度でも人事評価制度構築支援業務委託料として200万円を計上しております。この28年度の予算の200万円と今回の47万5,000円の予算というのは、どう関わってくるのか。それと、28年度で200万円をかけた構築委託料、この運用はいつから始めるのか、人事評価について、これがまず1点、お伺いをしたいと思います。

2点目をお伺いします。同じページの真ん中付近、使用料及び賃借料の中の説明欄で、一番下にサーバー等リース料とあります。これは予算計上で新しい項目になっているものですからお伺いをしたいんです。369万4,000円を計上しておりますが、これはどのような支出なのかをお伺いしたいと思います。

次に、15ページを開いていただきたいと思います。15ページ、13節の委託料、説明の欄では一番下のほうに、し尿処理施設の検査委託料が237万5,000円、同じくし尿処理施設の定期改修工事支援業務委託料、162万円ほど計上しております。これも新しい支出科目なものですから、どのようなものかをお伺いします。

次に、17ページをお開きいただきたいと思います。ここにもやっぱり今のし尿処理と同じように、説明欄の一番下のほうなんですけど、ごみ処理施設精密機能検査委託料278万円、それとごみ処理施設定期改修工事支援業務委託料240万8,000円を計上しております。これも新しい事業なものですからお伺いしたいと思います。

次に、18ページの真ん中付近の13、委託料561万6,000円の中に、一般廃棄物の処理構想策定業務委託料、平成28年度は550万8,000円、今回は237万6,000円を計上しておりますが、これについて、いつまでこういった策定委託料は計上するのか。もう平成29年で終わるのかどうか、これについてもお伺いしたいと思います。

同じように、一般廃棄物の建設候補地選定支援業務委託料があります。324万円です。これは債務負担行為でも334万8,000円を計上していますから、2回分を合わせますと658万8,000円になるわけなんですけど、この委託の内容についてお伺いします。

次に、22ページの消防費なんですけど、これは、28年度は寄贈によって安くなったと、これはわかりました。今年も3,543万9,000円計上しております。これは、これで購入することはわかりました。ただ、お伺いしたいのは、ここの財源の内訳の中に国庫補助金が1,509万7,000円載っていますよね。これは何のための国庫補助が受けられるのか。今までこれはなかったものですから、その理由と交付率についてお伺いしたいと思います。

次、病院会計のほうで3点ほどお伺いしたいと思います。まず、3ページの下の方の

11条に重要な資産の取得は、次のとおりとあります。器械設備、脳波計と人工呼吸器とありますが、これは多分4,929万1,000円でもってこの両方の器械を買うのかなとは思いますが、この内訳についてお伺いしたいと思います。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。5ページの医業外費用の中の6目の看護師確保経費、456万円です。先ほど168万円で大分増えてきたんですが、これは先ほど免除分だという説明があったんですが、何名分を免除したのか。それと、これは実はお伺いしたいんですが、地元の鳥山高校からの看護師の希望者、こういった研修を受けている生徒が何人かいるかどうか、もしおわかりになりましたらお伺いしたいと思います。

次に、17ページに移りますが、これは確認のためにお伺いしたいんです。17ページの真ん中あたりに4の固定負債と5の流動負債とありますが、それぞれに企業債とありますが、お伺いしたいのは、病院会計の中の企業債の残高、この2つを合わせますと12億8,321万6,000円なんですが、これでよろしいのか。どうも私はこういう企業会計のほうは疎いものですから、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（山口守） 私のほうから人事評価について説明させていただきます。

28年度当初予算で、人事評価制度の構築支援業務委託ということで200万円の予算を計上させていただいたところでありました。それで、昨年4月から人事評価関係のコンサル業者に140万円で委託をかけて、業務委託契約を結んで、上半期、9月までの間に推進計画とか推進体制の設定、それから人材育成の基本方針を策定しまして、今度は能力評価と業績評価、その2つをつくることになっていきますので、そのシートをつくりました。その後、今度は評価者、幹部クラスの方が部下を評価するわけですので、評価者と、評価される被評価者、その研修会を6回ほど実施しました。下半期から能力評価と業績評価のシートに入力をして、今年度末に評価をして、今年の6月の期末手当に反映させるという流れで現在進んでおります。

それで、今年度の47万5,000円の予算につきましては、4月1日は定期異動等によりまして体制が新しくなりますので、評価する方が変わりますので、その都度同じような研修会が必要だろうということで、今年度研修会を5回考えております。目標管理とか人事評価研修とか、人事評価の実践研修なんかをテキストで研修するような、適正な評価ができるような研修を5回ほど今年度は考えております。こんな計画でおります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 管理課長。

○管理課長（小林貞大） 11ページのサーバー等の使用料について御説明いたします。現在、広域事務組合で利用しているシステムなのですが、パソコンにつきましては今年の4月で5年のリースが満了して、そのリースが上がったものを利用している状況でございます。セキュリティーの関係からも再構築が必要だと思ひまして、今回の予算となります。

現在、文書等保存しているサーバーにつきましては、外部サーバーを利用しておりますが、次からは内部にサーバーを持つシステムに変えたいと思ひているところでございます。また、再構築に当たりましては、公会計システムが、TKCのほうでやっているサーバーのリース関係が11月で更新を迎えます。ですので、基幹系も11月に合わせてネットワークを組んだほうが費用的に高くなると思ひましたので、今回の予算要求となりました。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（澤村雅彦） 保健衛生センター関係につきまして、4点ほど質問ございましたので、お答え申し上げたいと思ひます。

まず1点目のし尿処理施設精密機能検査委託につきましてでありますけれども、これにつきましては、廃棄物処理法施行規則第5条の規定に基づきまして、3年に一度、実施をいたすものでございまして、施設の現況、運転管理実績等を調査いたしまして、その結果を踏まえ、維持管理、設備、装置等、それぞれの総合評価を行いまして、今後の施設運営、整備に関する改善策及び整備方針について、検討を行うことを目的とするものでございます。

続きまして、2点目、し尿処理施設定期改修工事支援業務でございますが、し尿処理施設の定期改修工事に当たりまして、設計書を作成する必要があるわけでございますが、その設計書作成の支援を廃棄物の専門のコンサル業者に委託をお願いするものでございます。

続きまして、3点目、これも、し尿処理施設と同様でございますが、ごみ処理施設の精密機能検査につきましては、やはり3年に1回、策定が義務づけられているものでございまして、施設の現況、運転管理実績等を調査し、その結果を踏まえまして、維持管理設備として、それぞれの評価を行いまして、今後の施設運営、整備に関する改善策及び整備方

針について検討を行うことを目的とするものでございます。

4点目、ごみ処理施設定期改修工事支援業務委託料でございますが、先ほどのし尿処理施設の定期改修工事と同じように、定期改修工事の実施に当たりまして、設計書を作成するため、その支援を廃棄物事業のコンサル業者に委託をするものでございます。

続きまして、私のほうで施設整備室のほうも担当しておりますので、2点ほどお答え申し上げたいと思います。

まず、一般廃棄物の処理基本計画及び一般廃棄物の処理基本構想策定の点でございますが、これは3年間の継続事業でございます、基本構想の完成を8月としておりますので、29年での予算計上ということになり、29年で終わることになります。

続きまして、一般廃棄物処理施設建設候補地支援業務としては、新たなごみ処理施設、し尿処理施設の建設に向けまして、現在の敷地なんです、那珂川堤防整備計画の計画区域内に全部入ってしまうために、新たな敷地を選定する必要がございます。建設候補地の選定を迅速かつ効率よく行うために、建設候補地の選定に係る業務の一部、建設候補地の選定、建設候補地の抽出条件、評価項目、評価方法等の検討、建設候補地の絞り込み、2次選定、3次選定をしていただくために建設候補地選定委員会の設置を予定しておりますが、その委員会に対します支援業務もこのコンサルにお願いしたいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 消防本部次長。

○消防本部次長（吉住一男） 高規格救急車の件でございますが、当消防本部が国の緊急消防援助隊に登録している4台のうちの1台の救急車がございまして、今回その更新でございます。常備消防分の車両等の更新に当たって補助等が受けられるのは、緊急消防援助隊の登録車両のみでございます。それで、緊急消防援助隊設備整備費補助金というのがございまして、それが申請でき、補助率は基準額の2分の1ということでございます。

ただ、今回の予算等々、半分にすると、1,500万円、1,700万円ということで違いますが、補助対象のもの、機材とか、そういうところでいろいろありますので、国のほうで十分精査されて、現在1,509万7,000円が補助になるであろうという予算の見積もりでございましたので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 病院事務長。

○病院事務長（塩野目修一） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、器械備品の金額でございますが、まず脳波計が860万円、人工呼吸器が2式で790万円の予定額としております。

2点目、看護師確保経費456万円ではありますが、前年度は1名、29年度は3名分の返還免除分となっております、この分につきましては、現金を伴わない支出となっております。また、人数でございますが、今現在、10名の方に貸与しております、そのうち7名が那須烏山市、那珂川町在住の方となっております。

最後に、企業債の残高でございますが、中山議員さんのほうから説明された金額、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） おおむね理解できました。まず、人事評価なんです、人事評価は物品の評価と違いますし、非常に難しいと思うんですが、これはどうですか、研修を受けたりして、適正な評価ができそうですか。この辺のところ、1点、まずお伺いをしたいと思っております。

それと、看護師確保方策の中では、私、先ほど追加して1点質問したんですが、地元の高校からの希望者がどのぐらいいるか、おわかりでしたらば、これも御答弁いただきたかったのですが。烏山高校から那須南病院の看護師として、どのぐらい希望者があるかどうかということです。それと馬頭からもそうですね。具体的に地元の高校から那須南病院に対しての看護師の希望があるのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思ったわけです。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 総務課長。

○総務課長（山口守） 人事評価につきましてですけれども、これは国のほうで法律を制定して、昇任や昇格、任用、それから勤勉手当、こういったものについては、人事評価をした結果で支給しなさいということになっていきますので、それはもちろん変えることは

できませんから、そのために研修をたくさん重ねまして、偏った評価がされないように、公平に、偏見を持たないような、自己評価をしたものについて、実績が上がったかとか、それを点数化して評価をするものですから、まだ全然やっていませんけれども、これから、今のところは手探り状態なんです、公平に実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 病院事務長。

○病院事務長（塩野目修一） 看護師修学資金の貸与者の件でございますが、先ほど申し上げましたように、7名の方が地元在住の方でございます、出身校でございますけれども、今ちょっと資料を持っておりませんので、正確に何名ということは申し上げられないんですけれども、烏山高校、馬頭高校の方が現在おられます。

以上です。

○5番（中山五男） はい、了解いたしました。

○議長（佐藤昇市） ほかにありませんか。

4番、川上要一議員。

○4番（川上要一） 1点だけです。病院事業なんです、平成29年度の予算書の第1ページに、29年度は入院4万8,910人、外来8万2,922人ということで、12万9,000人、当地域内外からお世話になるわけでございます。1日460人の住民の方がお世話になるということなんです、医師体制というか医事体制ですね、医師または専門医、看護師、ほんとうに執行部、組合長さん、病院長さん、管理監の皆さんの骨折りで今まで順調に進めてきているわけでございますが、29年度はどういう体制でいかれるのか、問題点がないのか、御意見や問題点があるということであればお聞きしたいと思います。

あと、入院患者1人当たり、昨年より上がったということなんです、この要因としては高度医療があったのか、それとも透析等の患者が増えて1人当たりのあれが上がったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 来年度の体制につきましては、現在、今年度とほぼ同じ体制で臨みたいとは思っておりますが、結果、若手医師が1名異動になりまして、1名減という体制になります。全体的な体制としては、今年度とそう大きな変わりはなく運営できるかと思っております。人員確保の面に関しましては、毎年予算というのはあるんですけども、幸い、現職の医師の派遣を来年度も1名多くいただいております。助かっているという状況で、引き続き人員確保には努力していきたいと思っております。

それから、診療単価に関しましては、透析に関しては、まだ非常勤職員による臨時の体制ということで、基本的に単価は上がってないと思うんですけども、整形外科、あるいは外科系の手術件数が増えておりますので、そこら辺が診療単価を引き上げた要因かと考えております。

○議長（佐藤昇市） 4番、川上要一議員。

○4番（川上要一） わかりました。医師体制の充実ということは、ほんとうに大変だと思うんですが、執行部の皆さんの骨折りでよろしくどうぞお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） 11番、小森議員。

○11番（小森幸雄） お昼過ぎたんですが、1点だけ聞きたいと思います。

まず、21ページの消防施設の整備費であります。那珂川消防署に仮の訓練塔がこの予算には出ております。過去の、広域議会、消防署をつくるに当たって、一市一町につくるに当たって、那珂川町のほうからは、ぜひ訓練塔は我が町のほうへという、そういう経過もあったわけでありまして、結局は本署のほうに落ちついて今の訓練塔があるんですが、この予算規模から見ても、非常に簡易と言えば簡易、小規模と言えば小規模なんです。どの辺に、どういう形で訓練塔をつくらなくちゃならなくなったその経緯、どうしても欲しいと言われるのはわかるんですが、多分今、本署にあるような、ああいう仕掛けがあるようなわけにはいかないと思います。それらについて、どのような規模なのか、場所等について、また要望についてお示しいただきたいなと思っております。

○議長（佐藤昇市） 消防長。

○消防長（西宮一美） ただいまの応用訓練塔の件についてお答え申し上げたいと思います。皆さんも御存じのとおり、ここ10年前から団塊の世代が続きまして、消防職員の年齢もかなり若返りまして、20代が約45%ぐらいです。その中で、今お話あったように、那須烏山消防署においては、昼夜を問わず、若い職員たちがいろんな応用訓練をしながら、そのハンデを克服するために、今現在、訓練を実施しております。

その中で、那珂川消防署におきましても、実は同じ災害があった場合、救助工作車が管内をカバーするわけなんですけど、行く間の応用ということで、応急処置ということで、那珂川消防署においても、職員が救助を求める多種多様な災害の対応が若干遅れてしまうということも懸念しまして、また車両に載っている3連はしごといって特殊なはしごなんですけど、それも車両全体に載っております。載っていても那珂川消防署の建物の構造上、建物にかけることができませんというお話があったものですから、那珂川については、特に資機材についての活用が遅れてしまうのかということで、休みの日には烏山消防署に行きながら訓練はしているんですが、何回も回数を重ねて熟した職員を形成する中で、ほかの消防につきましても、応用訓練塔といいまして、205メートル、幅が、縦横、昔の話なんですけど、2間半の2間の建物の中に、約2階建てですね、5メートルぐらいの建物なんですけど、足場の、皆さん想像するように、建物の外壁をやるときに、よく足場に建てると思うんですが、ああいうふうな簡単なやつで、上部には当然板を張ってあれするんですが、そこに置いて、上から人を救出したり、あるいははしごをかけて、いかに救助工作車や車両が来る前に、できることは、命を救う上でかなり重要視されまして、どこの消防でも今そういうことがあります。

そういうことを踏まえまして、応用訓練塔につきましても、キャスターをつけて移動できるようにしております。これはどういうことかといいますと、実は救助訓練における訓練塔とか、応用訓練における訓練塔ということで、いろんなお話は出ているんですが、全国的にどこの消防署にも訓練塔というのは簡易的な訓練塔がございます。消防力の布陣から申しましても、署員はいろんな資機材とか車両、そしてそういう施設というのができるだけ義務づけられているんですが、全国的には財政の面、あるいは人の面で100%の充足率はございませんが、約7割から8割は、今どんどん普及なさっております。そんな過程から、那珂川消防署においても、このような応用訓練塔をつくりながら、災害における円滑な現場活動ができるということを目的に、今回、計上したわけでございますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○11番（小森幸雄） 了解。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

2番、渡辺健寿議員。

○2番（渡辺健寿） 1点いいですか。一般会計の12ページであります、病院群輪番制病院運営事業費、9,000万円ございます。この中で、県費の補助金が1,100万円、先ほどの補正の中でも140万円ぐらい補正されて一千百何十万円に減額されたと思うんですけども、28年よりも29年、150万円ぐらい減じた予算になっているかと思えます。この輪番制病院運営というのは、先日、宮澤院長さんの講演をお聞きしたんですが、医療圏の中に1個しか病院がないというので大変苦勞されているお話をお伺いしました。その辺のことが絡んでくるんだと思うんですが、どんな方法で県費の補助というのが減ってきた状況なのか、お聞かせいただけたらと思います。

○管理課長（小林貞大） 額のお話ですか。額のじゃないですか。

○2番（渡辺健寿） そうですね。

○議長（佐藤昇市） 管理課長。

○管理課長（小林貞大） この額の算出基準につきましては……。

○2番（渡辺健寿） 細かくはいいですから。

○管理課長（小林貞大） 28年度から30年度、段階的に減らしていくという県の方針でございます。以前は1日3万円か、そういったものだったんですけども、先ほど説明しましたように、29は1万9,000円、丸まった場合にはもう少し下がる。今のところ、ここを段階的に減らすという方向性しか示されておりません。

○2番（渡辺健寿） 大分御苦勞されているお話。以上です。いいです。

○議長（佐藤昇市） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。採決は1件ごとに行います。

議案第8号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。

議案第9号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり可決いたしました。

議案第10号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 平成29年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしま

した。

ここで暫時休憩いたします。再開を1時15分といたします。

【休憩】（午後0時22分）

【再開】（午後1時15分）

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き、再開いたします。

◎日程第13 一般質問

○議長（佐藤昇市） 日程第13 一般質問を行います。

一般質問の時間は30分で、答弁の時間は含みません。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、30分を超えた場合は静止いたしますので、御了解願います。

では、通告に基づき、10番、渋井由放議員の発言を許します。

10番、渋井由放議員。

〔 渋井由放議員 登壇 〕

○10番（渋井由放） 皆さん、こんにちは。10番、渋井由放でございます。ただいま佐藤議長から発言の許しをいただきました。一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。執行部におきましては、明解なる答弁をお願い申し上げて、一般質問に入りたいと思います。

本日の質問は2点でございます。1点目は、国等による障害者施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律についてであります。この法律は、平成25年4月1日から施行がされました。約4年前であります。この法律では、地方公共団体は、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るためからの措置を講ずることを求めています。努める責務があるということでございます。

調達方針を策定して公表を行う、そしてまた、調達をしたならばそれも公表すると、このようなことになっておりますけれども、当広域行政事務組合での実績は、残念ながらありません。今後、当組合は、どのように取り組んでいくのかを伺うものであります。

2点目は、ESCO事業についてであります。那須南病院は平成2年に開業いたしまし

た。それ以来、増床を重ねて、地域の基幹病院として、良質で安全な医療を提供していただき、地域社会に大いに貢献していただいております。この場をお借りいたしまして、感謝を申し上げる次第でございます。

この医療体制を続けていくためには、老朽化した設備を改修していかなければなりません。また、改修の計画があると、このように聞き及んでいるところでもございます。そこで、E S C O事業ですね、E S C O事業とはエネルギー・サービス・カンパニー事業ということで、その導入についても検討を加えることができないものか、伺うものであります。

以上で一般質問第1回目を終わりたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 組合長。

○組合長（大谷範雄） ただいまは10番、渋井由放議員から、障害者優先調達推進法の取り組みについて及び那須南病院にE S C O事業ができないかについて、2項目にわたって御質問をいただきました。順番に従ってお答えを申し上げたいと思います。

まず、障害者優先調達法の取り組みについてお答えをさせていただきます。議員御指摘のように、障害者優先調達推進法第9条第1項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならないこととされております。構成市町であります那須烏山市並びに那珂川町では、既に障害者優先調達方針を定め、実行させていただいているところであります。

当組合といたしましても、障害者就労施設等が供給する物品、役務に対する需要の推進を図り、障害者就労施設で就労する障害者や在宅就労障害者等の自立を促進できるよう、新年度から取り組めるよう、今準備を進めさせていただいているところでございます。

次に、那須南病院にE S C O事業の導入ができないかについてのお尋ねでございました。地方公共団体におけるE S C O事業は、1997年に三重県庁舎が初めての事例のようでございます。工事費用を自己資金で行うギャランティード・セイビングス方式で実施しているようでございます。また、工事費用を契約相手が負担するシェアード・セイビングス方式による最初の事例は、2000年に大阪府立母子保健医療センターで採用されております。栃木県の状況ですが、県立がんセンターで2007年にシェアード・セイビングス方式で実施されているところでございます。

また、全国の自治体のE S C O事業導入状況を申し上げますと、東京都、大阪府など、大都市のエネルギー消費量の多い庁舎等で採用されている傾向にあるようでございます。

このような状況下で、那須南病院にE S C O事業の導入についてという御質問でございますが、E S C O事業そのものは大変魅力のある方法であると、このように認識しております。今後の大規模修繕等の計画とあわせて検討してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 大変失礼しました。10番、渋井由放でございます。大変ありがたい答弁をいただきました。先ほど組合長からもお話をいただきましたが、ここに28年度の那珂川町の優先調達推進方針というのがございます。目標額が5万円ということでございます。こちらが那須烏山市の調達方針ですけれども、こちらは285万円ということでございます。

那珂川町のホームページを見ますと、先ほども申しましたが、実績を公表するということなんで、実績があるのかと見ましたら、公表されていないところを見ますと、もしかすると調達がされなかったのかと、こういうふうに思うところであります。違ったらごめんなさいなんですけれども、調達してあれば必ず法律によって公表されていくのかと思うところでございます。

それで、これができて、先ほども申しましたが、4年たったということ。4年の間に両市町ができていのに、何でできなかったのかというところをお伺いしたいところです。

○議長（佐藤昇市） 事務局長。

○事務局長（川俣秀夫） ただいまのこの推進法ですけれども、25年4月ということで、なぜできなかったのかということでございますが、ちょっと言いわけにしかならないと思いますが、市町がやっていて組合がその辺が必要かどうかという、認識が足らなかったのかと、そのようなことで思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 私は、障害者優先調達推進法の施行前からこういうのができま

すということで、那須烏山市議会ではたびたび質問をし、実績を積み上げてきたわけですが、市長にも、当時の市長は今の市長と一緒に、今の組合長と一緒にございますけれども、こういうのを広域行政に持っていく必要があるんだというふうにたびたび申し上げておきましたが、多分谷浅見あたりの信号へ来ると忘れてしまったのかと、こういうふうにする次第でございます。

地方公共団体というのは一体どういうところ、広域行政事務組合というのは、どういう立場にあるんだというのを御説明させていただきますけれども、地方公共団体というのは、普通地方公共団体というもの、これが都道府県とか市町村、特別地方公共団体というのは特別区、あと地方公共団体の組合、ここと同じですね。そして、財産区、こういうことになっておりますので、地方公共団体、独立行政法人というのがありますが、地方公共団体の中に当組合は入っている。そして、そうであれば、やはりこういう速やかな計画を立てる、こういうのが当たり前のお話ですね。条例でエレベーターが必要だから、条例で書いてあるからエレベーターをつくるんだと言った組合とすれば、こういうのは当たり前、スムーズにやらなきゃならないであろうと、こういうふうに思いますけれども、今の話を聞いて、組合長、どのようにお考えですか。

○議長（佐藤昇市） 組合長。

○組合長（大谷範雄） 御指摘の趣旨は十分理解いたします。言われる前から、そういったところで、たびたび市議会において渋井議員からは御質問いただきながら市は取り組んできたつもりでございますが、そういう中で、広域にも当然それは波及させるべきという御質問をいただきましたことも事実でございます。決して、そのことを周辺の交差点あたりで忘れたわけではございません。

しかしながら、広域組合、那珂川町との連携事業でやっておりますから、そういった那珂川町の意見というか、その協議も必要でございましたので、そういったところでちょっと手間取ったということはございますが、改めて、新年度に向けてその事業が取り組めるよう、今鋭意努力しているところでございますので、ぜひ御理解いただきたいと、このように思っています。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） それでは、具体的に言うと、どのようなところに取り組んでい

ただけるのか、わかっているれば教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 事務局長。

○事務局長（川俣秀夫） その取り組みですけれども、現在考えているものとしたしましては、那須南病院のごみの収集運搬業務、その中の一部を委託できないかということで今進めているところでございます。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） ごみの収集業務は、総予算は幾らになりますか。

○議長（佐藤昇市） 事務局長。

○事務局長（川俣秀夫） 29年度、病院のほうで考えております予算ですけれども、283万9,000円を見込んでおります。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） その中で、幾らが障害者の調達計画になるんでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 事務局長。

○事務局長（川俣秀夫） その中で、ごみの中の資源物を考えているところでございまして、量的には6%程度の数量ということで聞いておりますので、230万円の6%、単純に計算しますと、10万円から15万円程度ということになるかと思っております。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 私が確認をしているところでおきますと、まず車が月2台でやると。そうすると、24回行くのかと思います。そうすると、1回行くと10万円程度では5,000円ぐらいかというので、ちょっと足りないように個人的には思いますけれども、

その辺、よく事業者と詰めていただいて、しっかりした予算を組んでもらわなきゃいけない。予算を組むときは、当然業者さんから見積もりをとったり設計をしたりして、幾らなんだというのを把握して予算を出すと思うんですけども、そういうのができていないんじゃないかと思うんですが、それはいかがですか。どういう予算の組み方をしたのか。

○議長（佐藤昇市） 管理課長。

○管理課長（小林貞大） 予算を見積もるに当たりましては、担当者会議のほうで、新規事業については2者以上の見積もりをなるべくとるようにという指示をしているところでございますが、特殊性によりましては1者でも予算要求を認めるところでございます。以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） じゃあ、これから障害者の施設と話をする場合には、これは特別枠ですから、しっかりと、きちんと仕事ができるような形でやっていただかないと、障害者の方が仕事をやったって赤字になっちゃいましたというのでは、これは話が本末転倒になりますので、この辺のところをしっかりと対応をしていただきたいと、こういうふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（佐藤昇市） 事務局長。

○事務局長（川俣秀夫） そのようなことで、これから新たに始めるわけですので、しっかりと対応させていただきたいと考えております。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） そうしますと、まだ正式にはできていないんですけども、調達方針を今後作成するということだと思います。そして、調達目標というか金額もこれからしっかり策定すると、こういうことなのかと思います。そうすると、いつごろそれができるのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 事務局長。

○事務局長（川俣秀夫） 今年度中には方針を定めまして、新年度、速やかに対応できるように今準備を進めているところですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） それでは、急いでもお仕事をするのは29年度からということでございますので、障害者施設とよく相談をしていただきながら、しっかり調達方針を決めていただいて、やっていただくようお願いをしたいと思います。

また、さまざまな、そればかりじゃなくて、病院の一般廃棄物の収集運搬だけじゃなくて、もっと別なところもあれば、しっかりと対応をしていただければと、こういうふうに思います。障害者の施設にこういう仕事ができないか、ああいう仕事ができないかといったのは、今ここにもおりますが、渡辺、沼田、小森、渋井、久保居、高德、そして平塚と、各議員が障害者施設を回りまして、どんな仕事ができるんだと一生懸命相談をして、しっかり作り上げたものなんです。そうならば応援しようとしてやってくるものですから、ぜひともしっかりと対応をお願いしたいということで、1つ目の国等による障害者優先調達推進法についての質問を終わります。

次に、2点目でございますけれども、E S C O事業についてでございます。組合長からもきちんと御説明をいただきました。2つの方式がありまして、片方はお金を自ら用意する方式というものと、あとはお金を事業者が用意する方式というE S C O事業がございます。

やはり組合長おっしゃるように、小さい施設におきましては、なかなかエネルギーの効率が悪いということで進まないということもあるんですけれども、ちっちゃなE S C O事業というものも最近出てきておりまして、ただ、那須南病院に向いているか向いていないかというのはわからないところなんですけれども、E S C O事業の市場動向というのを見ってみました。市場動向という中に対象施設というのがありまして、デパートやスーパーが31.3%、事務所・ビルが19.7%で、病院というのが14.8%なんです。病院というのは、多分24時間エネルギーを使うものですから、こういう事業の対象としてはなりやすいのかと思います。

先ほど、がんセンターという話もございまして、栃木県内でもそういう実績がございます。ただ、ちょっとがんセンターよりは小さいんですけれども、やっぱり今の時代は民間

の知恵や民間のお金を利用するんだということで、組合長は常々お話をいただいているところでございますが、もう一度リース事業にしても、こういうE S C O事業にしても、しっかり調査をして臨んでもらうということが必要ではないのかと思います。

それで、1つ、エネルギー、先ほど予算の中で出ましたけれども、大体那須南病院の電気代が4,344万円、燃料が1,451万1,000円の予算です。5,795万1,000円が総額のエネルギーの予算になるのかと思っております。だから、それなりに大きなエネルギーを使っているんだということなのかと思います。

それだけじゃなくて、まずLEDのリース事業といったものもございます。LEDのリース事業は、当然リースですから、リースが終わったら持っていかれるというのではなくて、リースが終わったら置いていきますよという契約のリース事業もございますので、E S C O事業に限らず検討をしてもらえばいいのかと思うんです。

特に、そういうリース事業だと、例えば那須南病院の、斎場あたりなんかもそれで使えるのではないのかと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 組合長。

○組合長（大谷範雄） 南那須広域の那須南病院の中で、そういった施設の燃料費に多額の費用がかかっておりまして、そういったことについては、構成する市町とも財政状況が大変厳しい状況にあるわけでございますから、そういった意味では民間の活力なり、こういった有利な事業を展開しながら経費削減に努めるというのは同感でございます。

したがって、先ほど御指摘のように、こういったE S C O事業、あるいはリース、あるいはもろもろの民間活力を活用した、そのようなことについては、前向きに調査研究をしてみたいと思います。

その中で、E S C O事業については、県立がんセンターのほうには効果等があるわけでございますけれども、県立がんセンターはE S C O事業による省エネの効果というのは、一次エネルギーの削減効果が21.5%と出ているんです。そして、CO₂削減効果は36.6、これを取り入れたことによって、そういった実績を上げている。そして、光熱費そのものが24.8%、4分の1削減されたという効果が出ているんです。ということは、やはりE S C O事業については、大変メリットが大きいなと私は考えています。

そのようなところから、那須南病院については、先ほど御指摘ありましたように、そういった改修時期にあわせて、こういった事業を取り組むとかなり効果が、倍増するのではないかというふうに考えておりますので、それに向けた調査研究を進めてまいりたい、こ

のように思います。

○議長（佐藤昇市） 10番、渋井由放議員。

○10番（渋井由放） 100点満点の答弁をいただきましたので、これで一般質問を終了いたしますけれども、日々の法律の流れや日々のさまざまな政策の流れ、これを早くつかんで、できるだけ効率いい事務組合の運営を目指して皆さんに頑張ってくださいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） 以上で10番、渋井由放議員の質問が終わりました。

これで一般質問は終わります。

以上で今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

[午後1時41分閉会]